

税の申告はお早めに

◎所得税の申告
◎市・都民税の申告

【確定申告書の作成は】

国税庁のホームページ
(http://www.nta.go.jp)で
作成できます。e-Tax
による電子申告も国税庁の
ホームページを参照してく
ださい。※白黒(モノクロ)
で打ち出した申告書の提出
も可能です。

【公的年金から所得税が源泉徴収されていない方】

年齢、扶養親族(配偶者を
含む)の有無により、確定申
告または市・都民税の申告
が必要となる場合があります。
源泉徴収票(はがき)をお
持ちのうえ、相談日にお
越しください。

**【収入が無かった方も市都
民税の申告が必要です】**
収入が無かった場合で

8・22・3185、福生市課
税課市民税係 ☎551・151
1 (市役所代表)

【申告書の提出方法は】

詳細は2月1日発行の市
税だより(全戸配布)をご覧
ください。

【問合せ】

青梅税務署 ☎042
8・22・3185、福生市課
税課市民税係 ☎551・151
1 (市役所代表)

相談・受付会場は「市役所第一棟2階」です

◎所得税(国税)の確定申告、住民税(市・都民税)申告の日程・会場等

相談・受付日	受付時間	税理士会	市職員	会場
2月 ① 16日(月)~26日(木)	午前9時~11時、午後1時~3時	◎	○	市役所第一棟2階
② 27日(金)	午前9時~11時、午後1時~4時		○	
3月 ③ 2日(月)~16日(月)	午前9時~11時、午後1時~4時		○	

注意事項

- ◆市役所へ車でお越しの方は地下駐車場へ、自転車の方は市役所東側・西側の駐輪場へ停めてください。
- ◆土・日曜・祝日は、確定申告の相談・受付ができません。
- ◆市民税・都民税の申告書のみ、土曜日の開庁時間内及び水曜日午後8時まで、市役所1階課税課市民税係で受け付けます。(確定申告の相談・受付はできません。)
- ◆給与・年金所得の方で、確定申告をされる方は、②・③の相談日をお勧めします。
- ◆事業・不動産所得等の方は、①の税理士の相談日に収支報告書を記入、作成のうえ、お越しください。
- ◆譲渡所得・贈与税、青色申告、複雑な相談等は、青梅税務署でご相談ください。
- ◆収入が無かった方も、市民税・都民税の申告が必要です。
- ◆遺族年金受給者は非課税ですが、市民税・都民税の申告をしてください。

◎青梅税務署の特別開庁

相談・受付日	受付時間	会場
2月22日(日)	午前8時30分~11時30分	青梅税務署(河辺駅下車徒歩6分)
3月1日(日)	午後1時~4時	

2月の納税

2月は固定資産税・都市
計画税(第4期)、国民健康
保険税(第8期)、介護保
険料(第8期)、後期高齢者医
療保険料(第8期)の納期で
す。3月2日(月)までに納め
てください。

口座振替は3月2日(月)に
振り替えますので、残高不
足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金
(年14・6%)が課されます。

●納め忘れはありませんか
次の税・保険料は納期限
を過ぎていきます。

- ・市・都民税(第1期~4期)
- ・固定資産税・都市計画税(第1期~3期)
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税(第1期~7期)

・介護保険料(第1期~7期)
・後期高齢者医療保険料(第1期~7期)

納期限を過ぎると年14・6%の延滞金が課せられます。事情により納税が遅れている方は、納税計画についてご相談ください。

国民年金保険料の納付には、お得な口座振替をご利用ください

国民年金は、1年分・半年分の保険料をまとめて払うことができ(前納)、口座振替を利用すると、さらにお得になります。

4月から翌年3月までの1年分の保険料をまとめて前納することにより、3,690円割引となり、4月から9月分、10月から翌年3月分の半年分ずつをまとめて前納すると、1,000円(年間2,000円)の割引になります。

※毎月、現金で納付する場合、年間175,920円

また、通常、その月の国民年金保険料は翌月末に指定口座より引き落としとなりますが、当月末に納付することによって月々

の更新は不要です。毎の更新は不要です。

口座振替依頼書は、市内の金融機関等に備えつけてありますが、ご希望の方には郵送しますのでご連絡ください。

問合せ 収納課 ☎551・1578

市ホームページにバナー広告を掲載しませんか?
4月1日からバナー広告の掲載を希望する事業者を募集します。

広告の掲載場所 市ホームページのトップページ
広告の規格 天地30ピクセル、左右175ピクセル、3キロバイト、GIF形式(GIFアニメ不可)、静止画、画像の点滅は不可

申込書に広告原稿を添えて秘書広報課広報広聴係へ。※申込書は、市ホームページからダウンロードすることもできます。内容により広告掲載ができない場合があります。詳しくは問い合わせ

申込み3月14日(土)までに、

の保険料が50円(年間600円)割引になる早割制度もあります。

口座振替による1年分・半年分の前納制度・または4月分からの早割制度を希望される場合は、口座振替

申請書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)のうえ、金融機関の窓口、または社会保険事務所へご提出ください。

なお、口座振替が開始されるまでに2か月程度かかりますので、確実に口座振替を行なうために、2月中の手続きをお願いします。

問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・303414

国民年金保険料の免除・特例制度を活用ください

国民年金保険料が未納の状態である場合、老齢基礎年金が低額になったり、受給ができなくなる可能性があります。

国民年金制度には、保険料を納付することが困難な方のために免除制度(全額免除・一部免除)・学生納付特例・若年者納付猶予制度があります。いずれの制度も申請が必要ですが、承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格にも算入されます。

申請免除の承認期間に限り、老齢基礎年金の年金額の計算に一部反映されますが、学生納付特例・若年者納付猶予制度については、将来、保険料の納付が無い場合、年金額の計算には反映されません。また、一部免除の期間は、一部納付分の保険料を納めることが必要です。

いずれも承認を受けてから10年までの間に、保険料を納めることができず(追納)。ただし、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

わけてください。

問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568

「市制40周年記念映画制作ホームページ」をご覧ください!
平成22年度に市制40周年を迎えるにあたり、市では現在、市民の方との協働で市制40周年記念映画を制作しています。その準備から完成までのさまざまな情報を皆さんへ発信していくため、2月か

料を納付することが困難な方のために免除制度(全額免除・一部免除)・学生納付特例・若年者納付猶予制度があります。いずれの制度も申請が必要ですが、承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格にも算入されます。

申請免除の承認期間に限り、老齢基礎年金の年金額の計算に一部反映されますが、学生納付特例・若年者納付猶予制度については、将来、保険料の納付が無い場合、年金額の計算には反映されません。また、一部免除の期間は、一部納付分の保険料を納めることが必要です。

いずれも承認を受けてから10年までの間に、保険料を納めることができず(追納)。ただし、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

わけてください。

問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568

「市制40周年記念映画制作ホームページ」をご覧ください!
平成22年度に市制40周年を迎えるにあたり、市では現在、市民の方との協働で市制40周年記念映画を制作しています。その準備から完成までのさまざまな情報を皆さんへ発信していくため、2月か

多くの市民の方が制作に携わるこの映画に愛着、関心を持つきっかけとして、ぜひホームページをご覧ください。

問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568

納税は『期限内に!』が合言葉 納め忘れも防げて安心 口座振替のご利用を!